

令和8年度見沼代用水開削300年記念事業業務委託 企画提案（公募型プロポーザル）募集要領

Ⅰ 業務の概要

（1）委託業務名

令和8年度見沼代用水開削300年記念事業業務委託（記念誌制作業務）

（2）業務の内容

見沼代用水開削 300 年を記念する冊子（記念誌）の企画・構成・取材・撮影・原稿執筆・デザイン・編集・校正・印刷・製本・納品までの一式業務。

（3）履行期間

本業務は令和 8 年度および令和 9 年度の 2 箇年にわたる業務委託とする。

令和 8 年度契約分：契約締結日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

令和 9 年度契約分：令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 10 月 1 日 まで

（4）委託金額の上限

上限額：3,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※各年度の契約上限額（目安内訳）は以下のとおりとする。

令和 8 年度分：1,000,000 円以内（企画・構成、取材・撮影、原稿執筆等）

令和 9 年度分：2,000,000 円以内（編集・校正、デザイン、印刷・製本、納品等）

2 スケジュール

（1）募集要領等の公示

令和 8 年 10 月 20 日（火）

（2）質問受付期限

令和 8 年 11 月 10 日（火）17:00 まで

（3）質問への回答

令和 8 年 11 月 12 日（木）予定

（4）企画提案参加申込書の提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）17:00 まで

（5）企画提案書等の受付期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）17:00 まで

(6) プレゼンテーション審査

令和 8 年 11 月 24 日 (火)
～ 11 月 27 日 (金) のうち指定する 1 日

(7) 審査結果の通知

令和 8 年 12 月 11 日 (金) 予定

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

○地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

○デザイン、編集、執筆、印刷・製本など、本業務と同種または類似業務の受託実績を有すること。

○業務を円滑に遂行し、指定する納期までに確実に成果物を納品できる体制を有すること。

4 質問事項の受付

(1) 受付期限

令和 8 年 11 月 9 日 (月) 17:00 まで

(2) 提出書類・方法

指定の「質問書(様式任意)」に記入の上、電子メールにて「10 問合せ先」へ提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和 8 年 11 月 12 日 (木) までに、質問者および参加者全員に対し電子メールにて回答を通知(または公式ホームページ上に掲載)する。

5 企画提案参加申込書の提出

(1) 受付期限

令和 8 年 11 月 20 日 (金) 17:00 必着

(2) 提出書類・方法

「企画提案参加申込書」を作成し、持参または郵送(書留等、配達記録が残るもの)に

より提出すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 受付期限

令和 8 年 11 月 20 日(金) 17:00 必着

(2) 提出書類

○事業者概要(会社概要・企業パンフレット等、設立年月日・資本金・従業員数・事業内容等が確認できるもの。なお、既存のパンフレット等で可)

○企画提案書(誌面構成案、デザインイメージ・サンプル、実施体制、工程計画等)

○見積書(全体総額 300 万円以内とともに、「令和 8 年度分(100 万円以内)」と「令和 9 年度分(200 万円以内)」の各年度の内訳明細を必ず記載すること)

○過去の制作実績ポートフォリオ(類似の冊子・記念誌等の実績がわかるもの)

(3) 企画提案書の作成方法

A4 サイズ(横組み・縦組みは自由)、原則として表紙を含め 15 ページ程度以内で作成すること。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本(審査用)6 部、電子データ(CD-R または USB メモリ等)1 式

(5) 提出方法

持参または郵送(書留等)により提出すること。

(6) その他

提出された書類等の作成費用は応募者の負担とし、提出書類の差し替えおよび返却は行わない。

7 プレゼンテーション審査について

(1) 審査方法

○企画提案の選定審査は、全業務(令和 8 年度・9 年度)を対象として 1 回のみ実施する。

○選考委員会において、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、最優秀提案者(受託候補者)を選定する。(実施日時・場所等は別途通知)

(2) 審査基準

審査は、選考委員会において別表「評価基準表」に基づき、企画性、デザイン性、地域理解度、実施体制、見積の妥当性等を総合的に評価・採点し、最高得点者を受託候補

者として選定する。

※評価項目の詳細は以下別表のとおり。

別表

評価項目	配点	評価の視点(着眼点)
① 地域・業務の理解度	15点	・見沼代用水の歴史、土地改良区の役割、農業用水・多面的機能への理解が深いか ・対象地域(埼玉県内・流域)の特性を踏まえた視点が含まれているか
② 企画力・構成力	30点	・300年の歴史にふさわしいストーリー展開(過去・現在・未来)になっているか ・子どもから大人まで惹きつける独自の発想やアイデアがあるか
③ デザイン・表現力	25点	・視覚的(写真、イラスト、図解、マンガ等)に分かりやすく親しみやすいか ・レイアウトが優れ、Web(動画・QR)連携など効果的な見せ方があるか
④ 実施体制・工程	20点	・2箇年(R8・R9)のスケジュール管理や撮影・取材体制が現実的か ・同種・類似の冊子制作実績や十分な業務遂行能力があるか
⑤ 見積の妥当性	10点	・総金額(300万円以内)および年度別内訳(R8:100万/R9:200万)が妥当か ・予算内で高い効果が見込める効率的な積算となっているか

(3) 審査結果の通知

令和8年12月11日(金)頃、すべての参加者に対して書面または電子メールにて結果を通知する。

8 契約締結及び支払い

○契約締結

最優秀提案者として選定された事業者と、令和 8 年度及び令和 9 年度の業務内容・年度別予算配分について協議の上、各年度ごとに計 2 回の委託契約を締結する。なお、令和 9 年度の契約締結は、令和 8 年度の業務履行状況を確認した上で実施する。

○支払方法

委託料の支払いは、各年度の完了検査後、計 2 回に分けて行う。

9 その他留意事項

○著作権・肖像権等、第三者の権利を侵害しない提案とすること。

○プレゼンテーションへの出席に係る費用は応募者の負担とする。

10 問合せ先及び書類の提出先

【事務局名】見沼代用水土地改良区内

見沼代用水開削 300 年記念事業実行委員会 事務局（担当：長島）

【住所】〒347-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲 65

【電話】0480-85-9100

【E-mail】kikaku@minuma-daiyosui-lid.or.jp